

〈北部〉純金積立契約規定

(平成25年7月1日以降)

第1条 (〔北部〕純金積立)の仕組みと業務委託先)

- 〔北部〕純金積立)契約(以下「本契約」といいます。)は、お客様の委託により当行が毎営業日に金地金(純度 99.99%のもの。以下同じ)を一定金額ずつ1年間に渡って購入し、お客様の購入された金地金をお客様の指示によって保管、お引渡し、ご売却等を行うものです。
- 本規定は、お客様がこの仕組みを利用して当行と取引される場合の手続きおよび契約等の内容を規定するものです。
- 当行は、金地金の保管、売却、引出し、および等価交換等の手続きを三菱マテリアル株式会社(以下、「業務委託先」といいます。)に委託します。

第2条 (本契約の申込みと成立)

- 本契約をお申込みの場合は、お客様が記名・押印した当行所定の〈北部〉純金積立申込書兼預金口座振替依頼書(以下「申込書」といいます。)を提出してください。お申込みは、毎月末日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)に締め切り、第5条、第6条に従ってお申込みをした月の翌々々月第1営業日(第1営業日が業務委託先休業日の場合は翌営業日とします。)より購入を開始します。申込書受領後「申込の証」をお客様に送付いたします。
- 本契約は当行が第1項に定める申込書を受領し、かつ初回の購入代金および年間手数料・購入委託手数料を第5条に定める方法によりお支払いいただいた時点をもって、成立したものとします。
- 申込書受領後3か月間に本契約が成立しなかった場合は、お申込がなかったものとして取扱います。この場合でも申込書は返却いたしません。

第3条 (購入期間・自動更新)

お客様が本契約に基づき購入する期間(以下「購入期間」といいます。)は第2条第1項により購入を開始した日から本契約が成立した日から本契約が成立した日から1年目の応答日を含む月(以下「期間満了月」といいます。)の末日(以下「期間満了日」といいます。)までとします。但し、お客様より期間満了月の前々々月末日(銀行休業日の場合は前営業日)までに本契約解約の申し出がない場合は、本契約は同内容にて1年間自動的に延長される(以下「自動更新」といいます。)ものとし、次年度以降も同様とします。

第4条 (契約の終了)

お客様より期間満了月の前々々月末日(銀行休業日の場合は前営業日)までに当行所定の解約申込書に届出の印章により、記名・押印して当初の申込書に指定された預金口座店(以下「取扱店」といいます。)に提出していただくことにより、本契約は終了します。

第5条 (購入代金、購入委託手数料、年間手数料および支払方法)

- 購入代金は、月額3,000円からお客様の希望により1,000円単位でご指定された一定金額とします。
- 購入代金および購入委託手数料は毎月12日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)に申込書に指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)より自動的に引落しさせていただきます。この場合、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出、または預金通帳および同戻戻請求書の提供は必要ありません。
- 本契約の年間手数料は、当行所定の料金とし、1年分を前払いするものとします。年間手数料は、初回の購入代金および購入委託手数料とともに引落しさせていただきます。また第3条に従って、契約が自動更新した場合は、自動更新後の初回の購入代金および購入委託手数料とともに第2項と同様の方法で引落しさせていただきます。
- 購入代金の預り金に対する利息はつけません。
- 中途解約、契約解除、不可抗力により契約が終了した場合は、年間手数料は返却いたしません。
- 指定口座の残高(当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)が引落日において引落日金額に満たない場合は、引落しおよび第6条の取扱いはいたしません。

第6条 (購入方法および所有権の移転)

- 当行は、お客様の委託により申込書記入の「毎月購入金額」に応じて、購入代金引落日に属する月の翌月の毎営業日(業務委託先の休業日を除き、以下同様とします。)に一定金額ずつ業務委託先の小売価格(当日の初回発表価格)にて金地金を購入します。なお、毎月の購入金額は、1か月あたりの購入代金を各月の購入日数(業務委託先の営業日の日数)で除した金額とし、端数は各月の購入第1日目で調整します。
- 金地金の購入は、グラム単位の小数点第5位までとし、小数点第6位以下は切り上げます。
- 第1項に基づき購入した金地金の購入内容を「積立残高報告書」に記載して年2回(3月末および9月末の内容)お客様にご送付いたします。
- 金地金の所有権は、購入と同時にお客様に移転します。

第7条 (増額月プラス積立)

お客様は、毎月の定額購入の他に年2回ご希望の月に増額購入ができます。この場合も当行所定の書面により届出てください。

第8条 (保護預り)

- 当行は、お客様が本契約に基づいて購入した金地金を、ご売却もしくはお引渡しされるまで、善良なる管理者の注意義務をもって他のお客様の金地金とともに混蔵保管します。
- 当行は前項の金地金につき当行の名義で当行が相当と認める第三者に混蔵委託することができるものとします。

第9条 (保護預りの金地金の引出し)

- 金地金をお引出しする場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名・押印し、申込の証とともに取扱店に届出てください。当行は、お預り金地金をお届けの住所に郵送いたします。この場合、当行所定の送料および保険料はお客様の負担とし、お客様の指定口座より当行所定の日に引落しさせていただきます。なお、お引出しできる金地金は、お申し出の日の前日残高の範囲内で5g以上5g単位とし、5g未満につきましては、引続きお預りいたします。
- お引渡しする金地金は、1kg、500g、100g、20g、10g、5gの6種類のなかから、大きい順の組み合わせとなりますが、500g未満の金地金のお引出しの場合は、当行所定の引出し手数料をお支払いいただきます。
- 金地金のお引取り後において生じた盗難、滅失、毀損等により損害その他一切の危険は、お客様のご負担となります。
- お客様の金地金のお取引がない場合は、お引出し金地金は郵便局または運送

業者から当行へ返却されます。この場合、当行では当該金地金を保管し、お客様の申し出があり次第、再度代金引換便(送料、保管料等の実費はお客様負担)により当該金地金を送付します。お客様は、当行所定の送料、保険料を金地金と引換にお支払いください。

- 継続中止、解約の場合は代金引換便(送料、保険料等の実費はお客様負担)によりお引渡し金地金を送付します。お客様は、当行所定の送料、保険料を金地金と引換にお支払いください。

第10条 (金地金のご売却)

- お客様は、ご希望の日(業務委託先の休業日を除く)に、前日までの金地金残高の範囲内でご売却することができます。金地金を売却する場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名・押印し、申込の証とともに取扱店に届出てください。この場合、ご売却の価格は、当日の業務委託先の買取価格となります。
- ご売却代金は、当行所定の日をもって、お客様の指定口座にお振り込みいたします。

第11条 (金地金の等価交換)

- お客様は、前日までに購入した金地金(全部または一部)と、当行所定の方法により換算した当行指定の金貨とを等価交換することができます。
- 等価交換できる金貨の種類および等価交換方法は、当行が別途定めるところによるものとします。

第12条 (期間満了)

- お客様より期間満了月の前々々月末日までに、本契約継続中止の申し出を当行所定の書面に届出の印章による記名・押印し、申込の証とともに取扱店に届出していたことにより、本契約は終了します。この場合、当行は、期間満了日の翌月上旬に保護預り金地金を、第9条に準じてお引渡しいたします。
- 保護預り金地金のうち5g未満につきましては、期間満了日の翌日(業務委託先の休業日の場合は翌営業日)の業務委託先の最終買取価格にて買い取りさせていただきます。ご売却代金につきましては、当行所定の日をもって、お客様の指定口座にお振り込みいたします。
- 期間満了をもって、お客様が保護預り金地金のすべてをご売却なさりたい場合には、第1項による継続中止の申し出の際、書面により申し出てください。買取価格およびご売却代金のお支払については第2項と同様に取扱います。

第13条 (中途解約)

- お客様より本契約中途解約の申し出を当行所定の書面に届出の印章により記名・押印し、申込の証とともに取扱店に提出してください。この場合、当行は、申し出のあった月の翌月まで金地金を購入し、その翌月の月上旬に保護預り金地金を、第9条に準じてお引渡しすることにより、本契約は終了します。
- 保護預り金地金のうち5g未満につきましては、購入終了の日の翌日(業務委託先の休業日の場合は翌営業日)の業務委託先の最終買取価格にて買い取りさせていただきます。ご売却代金につきましては、当行所定の日をもって、お客様の指定口座に振り込みいたします。
- お客様が保護預り金地金のすべてをご売却なさりたい場合には、第1項による中途解約の申し出の際、書面により申し出てください。買取価格およびご売却代金のお支払については第2項と同様に取扱います。期間満了をもって、お客様が保護預り金地金のすべてをご売却なさりたい場合には、第1項による継続中止の申し出の際、書面により申し出てください。買取価格およびご売却代金のお支払については第2項と同様に取扱います。

第14条 (購入金額の変更)

- お客様が購入金額の変更をする場合は、当行所定の変更届に届出の印章により記名・押印し、申込の証とともに取扱店に届出てください。
- お申込みは毎月末日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)に締切り、引落日金額は翌々月より、金地金の購入は翌々々月より変更いたします。

第15条 (届出事務の変更等)

- 申込の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 申込の証や印章を失った場合の保護預り金地金の引出し、ご売却等の取扱いは当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 当行が届出のあった氏名、住所に当てて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条 (印鑑照合等)

解約申込書、引出し申込書等、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条 (契約解除)

- お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、当行はお客様に通知することがなく本契約を解除することができます。ものとします。
 - 本契約のいずれかに違反した場合
 - 年間手数料をお支払いいただけない場合
 - 購入期間満了後3か月以内に購入代金、購入委託手数料および年間手数料をお支払いいただけない場合
- 前項に該当する場合は、当行所定の日の当日の業務委託先の買取価格に換金し、代金は指定口座にお振り込みいたします。

第18条 (譲渡・質入れの禁止)

お客様は当行の承諾なしに、お預り金地金あるいはお預り金地金の返却請求権を譲渡・質入れすることはできません。

第19条 (合意管轄)

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条 (不可抗力)

災害、事変その他の不可抗力により本契約の継続ができない事由が発生したと当行が認める場合には、当行は本契約に基づく取引を中止することができるものとします。

以上